

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第77号）

1 審査請求の対象となった本件公文書（諮問案件第135号）

- (1) 平成18年度定年退職者一覧
- (2) 平成18年度退職者一覧（勲奨）

2 担当課（所） 警察本部警務部警務課

3 審査請求等の経緯

- (1) H19. 11. 22 公開請求
- (2) H19. 12. 6 一部公開決定
- (3) H20. 2. 4 審査請求
- (4) H20. 2. 21 諮問
- (5) H22. 3. 11 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

一部公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	判断要旨
役職・係欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名	条例第7条第2号（個人情報）	非公開	<p>特定個人の役職・係名は、「個人に関する情報」であり、本件公文書には、平成18年度に退職したこと、階級及び所属が公開されており、さらに日常的に県民に対応する警部補以下の職員の役職・係名が公にされれば、特定の個人を識別できるので、本号本文に該当するという実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではない。</p> <p>警部補以下の職員は人事異動等でも公表されておらず、本号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当せず、公務員の身分の取扱いに関する情報は、当該公務員の職務遂行に係る情報ではないと解され、ただし書ハに該当しない。なお、ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報に該当しないことは、明らかである。</p>
氏名欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の氏名	条例第7条第2号（個人情報）	—	（審査請求に含まれないので、判断不要。）
年齢欄の記載事項	条例第7条第2号（個人情報）	非公開	<p>職員の退職時の年齢は、個人に関する情報であり、公表された階級及び所属等と照合することにより個人が識別できる情報であるので、本号本文に該当する。</p> <p>この情報は、その職務に関する情報とはいえないので、ただし書ハに該当せず、また、ただし書ロに該当しないことは明らかで、さらに、実施機関においては退職者の年齢を公表する慣行はなく、年齢に関する情報は、ただし書イに該当しない。</p>

再就職先及び役職欄の一部	条例第7条第2号 (個人情報)	非公開	<p>実施機関は、再就職に関する情報は、本来、個人情報に該当し非公開となるが、条例第9条の裁量的公開の規定により、県嘱託職員及び公益法人等に関する部分は公開したとしている。</p> <p>再就職先及びそこにおける役職は、個人に関する情報であり、公表された他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であるので、本号本文に該当する。</p> <p>実施機関において、退職者の再就職状況を公表する制度はなく、ただし書イに該当しない。また、再就職は、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、ただし書ハに該当しない。さらに、ただし書ロに該当しないことは明らかである。</p> <p>本件処分において、実施機関は、公益上公にする必要性と個人の権利利益保護を比較衡量して、県嘱託及び公益法人並びに特別の法律により設立される公的性格の強い民間法人に関する情報について公開したとしており、この実施機関の対応は不当とはいえない。</p>
	条例第7条第3号	—	(条例第7条第2号の非公開情報に該当するので、重ねて判断しない。)
	条例第7条第6号	—	(条例第7条第2号の非公開情報に該当するので、重ねて判断しない。)

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第77号

答 申 書

平成22年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき一部公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年11月22日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成18年度分の警察本部警部補以上で退職して再就職している者の再就職先状況一覧表（退職者氏名、退職時役職名、再就職先名、再就職先役職名、警察本部の紹介等の有無がわかるもの）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応するものとして、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成19年12月6日に審査請求人に通知した。

(1) 本件公文書

平成18年度定年退職者一覧

平成18年度退職者一覧（勸奨）

(2) 公開しない部分

ア 役職・係欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名

イ 氏名欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の氏名

ウ 年齢欄の記載事項

エ 再就職先及び役職欄の一部

(3) 公開しない理由

ア (2) のア

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。

イ (2) のイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。また、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名は、慣行として公にしていなかったため。

ウ (2) のウ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であるため。

エ (2) のエ

(7) 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であるため。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため。

(イ) 条例第7条第3号に該当

非公開部分には、法人又はその他の団体における人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報が記載されており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(ウ) 条例第7条第6号に該当

警察職員の再就職先及び役職は、職員個々の能力や性格等のほか、種々の条件を勘案して決定されるものであり、これを公にすることにより、今後の人事管理業務の公正又は円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成20年2月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、平成20年2月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、公開決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 役職・係欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名について

ア 警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名を公開した場合、既に当該個人の「階級」及び「所属」が公開されていることを考慮しても、実施機関の理由説明にあるような「特定の個人が識別できる」情報になるとは考えられない。そのように主張するのであれば、どのような情報と照合すれば識別できるのか説明すべきである。

イ 条例第8条第2項では、非公開情報である個人識別情報の「部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは」、個人識別情報の「部分を除いた部分」の情報を公開しなければならないと規定されている。

これは、行政機関情報公開法の解説の一説にあるように、部分的公開義務の規定と解することができるもので、非公開について規定していると捉えるのではなく、公開できる部分以外の部分が限定的に非公開となると捉えるべきである。

本件公文書に記載された個人識別情報は、「氏名欄」に記載されている「氏名」のみであり、役職・係名は該当せず、他の情報と照合することで個人が識別できる非公開情報であるとした本件処分は条例第8条に抵触するもので、違法な処分である。

(2) 年齢について

実施機関は、理由説明書で、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当する、とのみ記載している。仮に個人に関する情報であったとしても、個人識別情報ではないことは明らかである。したがって、上記(1)と同様に条例第8条に抵触するもので、公開されなければならない。

(3) 再就職先及び役職欄の一部について

ア 実施機関は、個人の職歴の一部を構成するものであり、これらは条例第7条第2号に該当することは明らかである、としているが、この情報が個人に関する情報であるとしても、個人識別性は認められない。

イ 理由説明書では、再就職先及び役職欄について、本来、個人情報として全部非公開となるが、条例第9条に基づき、公開請求の権利と個人情報を公開することの不利益を比較衡量して、嘱託職員及び公益法人に係る一部を公開したとしている。

しかし、どのような理由から、「嘱託職員及び公益法人に係る一部」の情報だけが公益上から公開できる情報であると判断したのか、説明されていない。

実施機関は、裁量的公開の規定について、公開するか否かを全くの自由裁量によって決定できると誤解しているものである。

裁量的公開は、非公開情報の性質と公開することによる公益を比較衡量して決定すべきであり、再就職先及び役職欄についても、その性質に基づき決定すべきで、これを公益上から公開できる情報であると判断している以上、すべて公開すべきである。

ウ 条例第7条第3号に該当する情報は、法人等の事業活動情報であるとともに、これを公にすることによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益財産を害するおそれがあると認められる情報であるが、このような理由は見出せない。

また、実施機関は、このことについて説明していない。

エ 実施機関は、再就職先及び役職が、人事管理に関する事務に係る情報であるとし、これを公にすると「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとしているが、その具体的な事例を述べるべきである。

行政機関情報公開法の解説の一説にあるように、「支障」の程度は実質的なものである必要があり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要とされるが、理由説明書には記載されていない。

オ 石川県知事は、公開文書に記載された全員の「再就職先」情報を公開しているのに対し、実施機関は、警視（同相当職）以上の17名の退職者のうち15名の再就職先を非公開としており、情報公開についての認識不足又は条例解釈の誤認によるものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 役職・係欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名について

直接特定の個人を識別することはできないが、対象公文書で階級及び所属を公開していることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当する。

役職・係欄には、勤務していた交番等の情報が記載されており、警部補以下の職員は、防犯・交通安全活動等を通じて、関係機関・団体及び地域住民と密接に接触する機会が多く、当該住民や関係者からの情報（口頭、関係書類）と照合することにより、特定の個人が識別されるものである。

2 年齢について

年齢は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するとして、これまで非公開としてきた。

3 再就職先及び役職欄の一部について

(1) これら情報は、退職職員の再就職先、再就職先での役職という個人の職歴の一部を構成するものであり、条例第7条第2号に該当することは明らかである。

同号のただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が規定されているが、本県警察において再就職情報を公表する制度はなく、該当しない。

また、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」と規定されているが、公務員の身分取扱いに係る情報は、職務の遂行に係る情報にあたらないので、該当しない。

さらに、同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

したがって、再就職先及び役職は、本来、個人情報として全部非公開とするところ、条例第9条の裁量的公開の規定に照らし、公開請求を行った県民の権利と個人情報を公開することの不利益を比較衡量して、公開できる情報については公開すべきと判断し、嘱託職員及び公益法人等に係るものの一部を公開したものである。

(2) 職員の再就職については、在職中に培われた知識・経験が生かされ、あるいは警察行政の公平さが損なわれないこと等を配慮しながら、法人等の求めに応じて個々の職員に係る人事情報の提供を行っており、警察職員の再就職先及び役職は、職員個々の能力等種々の条件を勘案して、採用を求める法人等が決定するものであるため、条例第7条第3号に該当し、また、同条ただし書に該当しない。

法人等が元警察職員を雇用する理由は、危機管理等の向上を図るためと考えられる。どのような人物をどういう役職で採用するかは、当該法人等の人事政策等内部管理に属する情報であり、これを公にすれば、危機管理等の正当な事業活動に支障が生じるおそれがある。

(3) 再就職先及び役職は、退職時の役職によって自動的に決まるものではなく、在職中に培われた知識、経験、健康、人物評価等を総合して決定されるものであることから、個人の能力・評価等が推認できるため、今後の人事管理業務の公正又は円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するものである。

(4) 嘱託職員として再就職した者の役職の一部を非公開とした。これは、勤務場所を記載した部分で、これを公にすると、他の情報と照合することにより特定の個人を識別でき

ることから、条例第7条第2号に該当する。

- (5) 石川県知事の公開文書を確認したところ、記載されているのは課長級以上の職員であって、再就職先については、県嘱託及び公益性の高い公益法人あるいは県の外郭団体等が記載され、民間法人等は記載されていない。一方、実施機関が公開した公文書には、係員以上の職員が記載され、再就職先には県嘱託及び公益法人並びに民間法人が記載されている。

このように、知事と実施機関の公開対象文書は、記載対象の職員の範囲及び民間法人等の記載の有無において相違があることから、同じ情報とはなり得ず、公開決定等の判断に相違が生じることは明らかである。

- (6) なお、都道府県警察に置かれる警察官のうち、警視正以上の階級に属する者は、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項の規定により一般職の国家公務員とされる。

国家公務員の再就職については、「公務員制度改革大綱」（平成13年12月25日閣議決定）に基づき、本府省及び地方支分部局の課長及び企画官相当職以上の職員の状況が公表されていた。

平成20年12月31日の国家公務員法（昭和22年法律第120号）の改正（平成19年法律第108号）により、国家公務員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合、任命権者に届け出なければならず、その職員が管理又は監督の地位にある管理職職員の場合、任命権者は内閣総理大臣に通知し、内閣は届出事項を公表するとされた。ここで、都道府県警察における管理又は監督の地位にある職員とは、警視正以上の管理職職員で、「職員の退職管理に関する政令」（平成20年政令第389号）第27条及び「職員の退職管理に関する内閣府令」（平成20年内閣府令第83号）第7条により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第四イ公安職俸給表（一）8級（俸給の特別調整額が一種及び二種のもの）、9級以上の職員である。

石川県警察においても、国家公務員である警視正以上の階級にある管理職職員の再就職状況は内閣において公表されることとなる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成18年度に退職した石川県警察本部職員の再就職に関する情報を記載した公文書である。

3 本件公文書の非公開情報該当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、平成18年度に定年及び勸奨により退職した警察職員の再就職に係る状況の一覧表であり、各人別に通番号、階級、所属、役職・係、氏名、年齢、再就職先及び役職が記載されている。このうち、警部補（同相当職）以下の職員の役職・係及び氏名、全員の年齢並びに再就職先及び役職の一部が非公開とされている。

再就職先欄で非公開とされた部分には、民間法人名又は退職者の退職時の個人的な事情が記載されていた。また、役職欄については、民間法人での役職及び県嘱託職員の勤務場所に関する部分が非公開とされていた。

なお、審査請求人は、実施機関の理由説明書に対する意見書において、警部補（同相当職）以下の職員の氏名は個人識別情報であると述べているので、それ以外の情報について、非公開情報該当性を検討する。

(1) 「個人に関する情報」の取り扱いについて

条例第3条では、「実施機関は、…個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

また、条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができる情報、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非公開情報として規定し、個人に関する情報は原則として公開しないこととしている。

なお、上記の「特定の個人を識別することができる情報」には、直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができる情報も含まれる。

一方、同号ただし書では、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものを非公開情報の例外として、ただし書イに法令又は慣行として公にされている情報、ただし書ロに人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報、ただし書ハに公務員の職務遂行に関する情報を規定している。

さらに、条例第9条では、非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量で公開することができると規定している。

なお、条例第8条第2項の部分公開の規定は、個人識別情報は個人を識別できる部分とその他の部分とから成り立つ一体の非公開情報であるが、個人を識別できる情報が記録されている部分を除くことにより個人の権利利益を害するおそれがないときは、当該部分を除いて公開しなければならないことを定めたものである。この場合でも、他の情報と照合することにより個人を識別できる情報は、非公開情報として取り扱われるものと解される。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 役職・係欄のうち警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名について

特定個人の役職・係名は、「個人に関する情報」であり、本件公文書には、平成18年度に退職したこと、階級及び所属が公開されており、さらに日常的に県民に対応する警部補以下の職員の役職・係名が公にされれば、特定の個人を識別できるので、本

号本文に該当するという実施機関の主張は、特段不自然、不合理ではない。

警部補以下の職員は人事異動等でも公表されておらず、本号ただし書のイの慣行として公にされている情報に該当せず、公務員の身分の取扱いに関する情報は、当該公務員の職務遂行に係る情報ではないと解され、ただし書ハに該当しない。なお、ただし書ロに該当しないことは、明らかである。

したがって、警部補（同相当職）以下の職員の役職・係名は、本号の非公開情報に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

イ 年齢について

職員の退職時の年齢は、個人に関する情報であり、公表された階級及び所属等と照合することにより個人が識別できる情報であるので、本号本文に該当する。

この情報は、その職務に関する情報とはいえないので、ただし書ハに該当せず、また、ただし書ロに該当しないことは明らかである。

さらに、実施機関においては退職者の年齢を公表する慣行はなく、年齢に関する情報は、ただし書イに該当しない。

ウ 再就職先及び役職欄の一部について

実施機関は、再就職に関する情報は、本来、個人情報に該当し非公開となるが、条例第9条の裁量的公開の規定により、県嘱託職員及び公益法人等に関する部分は公開したとしている。

再就職先及びそこにおける役職は、個人に関する情報であり、公表された他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であるので、本号本文に該当する。

実施機関において、退職者の再就職状況を公表する制度はなく、ただし書イに該当しない。また、再就職は、公務員の職務の遂行に関する情報ではなく、ただし書ハに該当しない。さらに、ただし書ロに該当しないことは明らかである。

本件処分において、実施機関は、公益上公にする必要性と個人の権利利益保護を比較衡量して、県嘱託及び公益法人並びに特別の法律により設立される公的性格の強い民間法人に関する情報について公開したとしており、この実施機関の対応は不当とはいえない。

(3) 条例第7条第3号及び第6号の該当性について

再就職先及び役職に関する情報は、上記のとおり、個人情報であり、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するので、本件処分について、重ねて条例第7条第3号及び第6号の該当性を判断しない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 2 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 3 5 号)
平成 20 年 3 月 28 日	○実施機関（警察本部警務課）から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 25 日	○審査請求人から意見書を受理した。
平成 21 年 11 月 5 日 (第 185 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 11 月 27 日 (第 186 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 11 日 (第 187 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 12 月 25 日 (第 188 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 22 年 1 月 15 日 (第 189 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 1 月 29 日 (第 190 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 2 月 26 日 (第 191 回審査会)	○事案の審議を行った。